

株式会社アーリー・バード・エージェント

三重県松阪市大黒田町 221-1 ファーストツールビル 2 階 有料職業紹介事業許可番号 24-ユ 300174

手数料表

当社は、人材のご紹介にあたって申し受ける手数料を下記のとおり厚生労働大臣に届け出ておりますが、 これは上限額であり、実際に適用する手数料につきましては個々の契約書にて、下記の範囲内で適用さ せていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額(上限) ※下記手数料に消費税は含みません
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 採用決定者の理論年収の 35%
求人の充足に向けた求人者に対す る専門的な相談・助言サービス	成功報酬 採用決定者の理論年収の 35%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000円 活動 1 日あたり 100,000円 成功報酬 採用決定者の理論年収の 35%
就職を容易にするための求職者に 対する専門的な相談・助言	成功報酬 採用決定者の理論年収の 35%(※)

- (注1) 理論年収は「月額給与(基本給+各種固定手当)×12ヶ月 + 賞与(前年実績の平均)」として定める。月額給与には算定可能な諸手当は全て含む。時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金についても、割増賃金が固定で支払われる場合、または合理的に算定可能な場合は各種固定手当に含まれるものとする。ただし、通勤手当は除く。賞与の前年実績の平均を算定できない場合は、月額給与(基本給+各種固定手当)の4ヶ月とする。
- (注2) 手数料負担者は求人者とする。ただし※印は関係雇用主とする。なお、紹介手数料が 105 万円 (消費税及び地方消費税別) を下回る場合は、一律 105 万円 (消費税及び地方消費税別) とする。

■返戻金制度 について

当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6 ケ月以内に離職(解雇された場合を除く)したか否かについて、求人者から当社に対してご報告をいただきます。 また、 当社のサービスを利用して企業へ入社した方が短期で退職した場合、当社では申し受けた手数料を返戻する制度を設けております。返戻条件等の詳細につきましては、人材のご紹介にかかる契約書の該当条項をご覧ください。